

(別表)

施工体制台帳の提出について

項目	根拠法令等	条文
施工体制台帳の提出 (下請契約する全ての工事が対象)	<p>(施工体制台帳の作成) 建設業法第24条の8第1項により、発注者から建設工事を直接請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては6,000万円)以上となるものについて、施工体制台帳の作成とその工事現場毎の備え付けが義務づけられている。</p> <p>また、入札契約適正化法第15条第1項において、公共工事では建設業法第24条の8第1項を読み替えて適用することとしており、下請契約を締結する全ての建設業者について、施工体制台帳の作成を義務づけている。</p> <p>(施工体制台帳の提出) 建設業法第24条の8第3項により、特定建設業者は建設工事の発注者から請求があつたときには、当該建設工事の施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならないとされている。</p> <p>なお、入札契約適正化法第15条第2項により公共工事では、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとしており、建設業法第24条の8第3項は適用されない。</p> <p>(施工体制台帳の添付書類) 施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。逐条解説〔参考1〕に基づく添付書類は下記の通り。</p> <ol style="list-style-type: none">① すべての下請契約に係る契約書の写し② 元請の主任技術者又は監理技術者の資格を有することを証する書面又は写し③ 元請の主任技術者又は監理技術者が、雇用関係にあることを証する書面又は写し(保険証等)④ 元請けが専門技術者を置く場合は、上記②と③ <p>上記②～③は技術者等の通知書に添付する場合提出不要</p>	<p>○建設業法第24条の8第1項(令和2年10月1日施行) 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施行するために締結した下請契約の請負代金の額が政令に定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、…施工体制台帳を作成し、工事現場毎に備え置かなければならない。</p> <p>○同第3項 第1項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。</p> <p>○建設業法施行令第7条の4 法第24条の7第1項の政令で定める金額は、4,000万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事が建築一式工事の場合においては6,000万円とする。</p> <p>○入札契約適正化法第15条第1項 公共工事についての建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第1項中「締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額となる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第4項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。</p> <p>○同第2項 公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては建設業法第24条の8第3項の規定は適用しない。</p>

(別表)

施工体制台帳の提出について

事例等	処理方法										
	施工体制台帳の有無	主任（監理）技術者の配置の有無									
1 日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	<p>建設工事の完成を目的として締結する契約は請負契約とみなすため、施工体制台帳作成が必要。</p> <p>建設業法第 24 条 委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建設業許可有り</th> <th>建設業許可無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)</td> <td>技術者の 配置必要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)</td> <td>技術者の 配置必要</td> <td>技術者の 配置不要</td> </tr> </tbody> </table>		建設業許可有り	建設業許可無し	請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)	技術者の 配置必要		請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)	技術者の 配置必要	技術者の 配置不要
	建設業許可有り		建設業許可無し								
請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)	技術者の 配置必要										
請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)	技術者の 配置必要	技術者の 配置不要									
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	<p>日々の単価契約で行っている場合でも、「建設工事の請負契約※」とみなすため、施工体制台帳作成が必要。</p> <p>なお、軽微な建設工事（500 万円未満）かどうかは、全体の請負金額で判断される。</p> <p>※建設業許可が必要な建設工事（29 業種）の完成を目的として締結する契約</p>										
クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から借上げる場合	<p>建設機械のリース契約でも、オペレータが行う行為は建設工事の完成を目的としており、建設工事の請負契約に該当するため、施工体制台帳の作成が必要。</p> <p>また、オペレータが労働者派遣法で禁止されている建設業務への労働者派遣に該当する可能性があるため、建設業法に基づく請負契約をすることが必要。</p> <p>なお、請負金額が 500 万円以上の場合には、リース会社であっても建設業の許可を必要とする。</p>										

(別表)

施工体制台帳の提出について

事例等	処理方法	
	施工体制台帳作成の有無	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導整理員	警備会社との契約は建設工事の請負契約には該当しないため、施工体制台帳の作成は不要。 ただし、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、契約書写しの提出は必要とする。	—
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理業者との契約（運搬を含む。）は建設工事の請負契約には該当しないため、施工体制台帳の作成は不要。 ただし、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであること、及び建設副産物の適正処理の観点から、契約書写しの提出は必要とする。	—
ダンプ等運搬	残土等の運搬のみの契約は、建設工事の請負契約に該当しないため、施工体制台帳の作成は不要。 ただし、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであること、及び残土等の適正処分の観点から、契約書写しの提出は必要とする。 なお、建設会社に車持ちで勤務し、建設会社との間に実質的な雇用関係（臨時雇用など）がある場合は契約書写しの提出も不要。	—
立木の伐採	立木の伐採のみ（抜根、集積、積込を含まない。）の契約は、建設工事の請負契約には該当しないため、施工体制台帳の作成は不要。 ただし、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、契約書写しの提出は必要とする。	—
測量・各種試験等の契約	施工体制台帳の作成は不要	—